全国高等学校定時制通信制体育大会参加費補助金交付要項

平成２８年５月９日制定

（趣旨）

１　　県内の高等学校における体育・スポーツの振興を図るため、生徒の大会参加にかかる経費について、予算の定めるところにより補助金を交付する。その交付については全国及び九州地区学校体育参加費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（補助対象経費）

２　　大会に参加する生徒のうち、エントリー選手（補欠を含む）の交通費及び宿泊費とする。

（補助額）

３　　予算の範囲内で、大会に参加する総エントリー選手（補欠を含む）から一人あたりの補助額を算出し、積算する。

（補助金の額）

４　　補助金の額については、「全国高等学校定時制通信制体育大会参加費補助事業に係る補助予定額及び報告書について（通知）」により予定額を示すものとする。

（補助金の交付及び実績報告）

５　　補助金に係る通知を受けた学校は、次に掲げる書類を期限内に提出する。

（１）参加費補助事業報告書

（２）領収書（写）及び内訳書等の内訳が分かる書類

（補助金の交付方法）

６　　この補助金は、精算払の方法により交付する。

（補助金の交付決定）

第７条　補助金の交付決定については、「大分県高等学校体育連盟各種補助金（通知）により行うものとする。

　　　附則

　この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。